

令和8年度「西区コミュニティ育成事業」業務委託にかかる
公募型プロポーザルの実施について

次のとおり、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、事業提案者（事業受託者）を募集します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算原案に基づき、予算成立前に公募を行っています。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和8年1月9日

大阪市西区長 三村 浩也

令和8年度「西区コミュニティ育成事業」

業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

大阪市西区では、区民まつり等の事業を通じてコミュニティの育成や地域の活性化を促進することにより、豊かな地域コミュニティの形成をめざす「西区コミュニティ育成事業」を実施します。

事業実施にあたって、業務委託にかかる公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、次のとおり事業受託者を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 趣旨・事業概要について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

担当・提出先

大阪市西区新町4丁目5番14号

大阪市西区役所 地域支援課

担当：川野、松井

TEL 06-6532-9734 FAX 06-6538-7318

E-MAIL nishi-gyoumitaku@city.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/nishi/>

第1章 趣旨・事業概要について

1 事業の背景と目的

大阪市西区では、近年タワーマンション等の集合住宅の建設ラッシュに伴い、人口が大幅に増加し、地域住民同士の交流の機会が少なくなっている。

本事業は、大阪市西区におけるコミュニティづくりを推進するため、事業企画運営委員会等を立ち上げるなど企画段階から住民ニーズを十分に把握したうえで、地域活動団体、NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等と協働しながら、区民誰もが楽しめる交流の場を提供し、豊かな地域コミュニティの形成をめざして実施するものである。

2 事業内容（※詳細は別紙「仕様書」参照）

コミュニティの育成を目的にすることから、単にイベントとして開催するのではなく、実施事業に区民並びに市民活動団体等が広く参画する仕組みづくりを構築し、区民等との協働型事業として実施すること。また、事業の内容によっては、広く区民ボランティアを募集した上で、地域で積極的に活動されている人々による委員会等を設置し、事務局として参画のうえ、区民相互の連帯感とコミュニティの輪を広げることをめざし、誰もが気軽に参加できる事業を目的として、業務を行うこと。

(1) コミュニティの輪を広げる事業

- ・ 区民まつり（文化・健康のつどい）【必須事業】

(2) 児童・青少年の育成事業

- ・ 児童・青少年の健全育成を推進する事業を1事業【提案事業】

(3) 地域コミュニティへの参加につながる事業

- ・ 地域コミュニティへの参加を促すきっかけとなる事業を1事業【提案事業】

(4) 地域コミュニティづくりに関する情報発信事業

- ・ 地域コミュニティづくりに関する効果的な情報発信事業を1事業【提案事業】

3 契約期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

4 契約上限額

金7,623,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 対象経費

委託料の支出対象経費は、本事業に係る人件費、謝礼、交通費、通信運搬費、広報費、印刷製本費、消耗品費、会場使用料、機器借上料、事務費とする。

6 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要とする経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

7 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 企画、検討、広報、会計事務、各種団体との連絡調整等の業務

- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

8 その他

- ・ 業務委託契約に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案の内容に基づき、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整を行って進めることとする。
- ・ 各事業の実施にあたっては、来場者・出展者等へのアンケート調査を行うなど、事業の効果測定等を実施することとし、参加人数の集計結果とあわせて効果測定の結果を各事業終了の都度速やかに報告すること。

第2章 応募について

1 参加資格要件

次に掲げる要件すべてに該当し、大阪市西区役所のプロポーザル参加資格審査において、その資格を認めた者のみ公募型プロポーザルに参加することができる。

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (2) 大阪市内に事務所を有するか、または大阪市内を活動の拠点としていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、国税及び市税の未納がないこと。
- (6) 本プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (9) 上記 (1) ～ (8) の条件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。
 - イ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
 - ウ 申請書の提出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
 - エ 単独で応募した事業者は、本案件において、他の共同体の構成員となることはできない。
 - オ 各構成員は、本案件において複数の提案共同体の構成員となることができない。

2 応募関係書類の配布

- (1) 配布期間 令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
（本市の休日を除く毎日、午前 9 時から正午まで、
午後 1 時から午後 5 時 30 分まで）
- (2) 配布場所 大阪市西区新町 4 丁目 5 番 1 4 号
大阪市西区役所 4 階 42 番窓口 地域支援課
※ 西区役所のホームページ (<http://www.city.osaka.lg.jp/nishi/>)
からダウンロード可能

3 質問事項

- (1) 受付方法
質問がある場合は、令和 8 年 1 月 16 日（金）午後 5 時 30 分までに別紙 1 「質問票」を E メール (nishi-gyoumuitaku@city.osaka.lg.jp) で大阪市西区役所地域支援課あて提出すること。口頭または電話による質問は受付けない。
※ 件名に【西区コミュニティ育成事業プロポーザル質問】と明記すること。
※ 締切以降の質問は受付けない。
- (2) 回答
受付けた質問は、令和 8 年 1 月 23 日（金）に大阪市西区ホームページに一括して掲載し、個別回答はしない。

4 参加申出書類の提出

公募型企画プロポーザル参加を希望する者は、令和8年1月30日（金）までに（本市の休日を除く毎日、午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで）、次の書類を大阪市西区役所地域支援課に持参または送付すること。送付について、受付期間中に提出先に未到達のものは受付を行わない。メール、ファックスでの提出は不可とする。

申出書類の作成及び提出に係る費用は、申出者の負担とする。

- (1) 公募型プロポーザル参加申出書（別紙2）
- (2) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）、もしくは定款又は定款に類する規程及び役員名簿（写し可）
 - ※ 法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出
- (3) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書
 - ※ 上記書類がない場合は、これに相当する書類を提出
- (4) 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行：写し不可）
- (5) 使用印鑑届（別紙3）
- (6) 申出内容誓約書（別紙4）
- (7) 国税及び市税の納税証明書（国税は様式その3又は様式その3の3[法人]、若しくはその3の2[個人]）（提出日前3か月以内に発行：写し可）
 - ※ 上記書類がない場合は、その旨を記載した書類を提出
 - ※ (2)(7)について、写しの場合は原本に相違ない旨の記載及び代表者印を押印

また、共同体での参加申出の場合、代表者は上記(1)～(7)全てを提出し、かつ共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。協定書には、それぞれの事業者の役割及び分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。共同体の代表者ではない事業者は(2)～(5)、(7)を提出すること。また、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

なお、令和6年度・令和7年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記(2)～(5)、(7)を省略できるものとする。

5 参加者の指名等

参加申出書類に基づき資格審査を実施する。その際、提出書類に疑義があり、仕様書等の規定に抵触すると判断された者、また、提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効となる。

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和8年2月6日（金）にEメールにて通知する。

6 企画提案書類の提出

公募型プロポーザルの提案資料は次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書（様式自由）
 - 次の内容を記載（必須）し、A4版片面刷10枚程度にまとめること。

- ・ 事業全体の概要図（A4 版片面刷 1 枚以内）
- ・ 事業の実施方針・セールスポイント（成果の達成目標、実施手法の効率性等を含む）
- ・ 事業の実施体制（管理責任者及びスタッフ等の配置人員、担当者の経歴など）
- ・ 事業の実施方法・計画（事業ごとに実施する内容を詳細に記載）
- ・ 過去の類似業務実績（本市を含め国や他自治体を含む）

提出部数 10 部（正 1 部、副 9 部 ※副は複写可）

※ 提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

- ② 経費内訳書、経費内訳明細書（様式 1-1、1-2）

提出部数 10 部（正 1 部、副 9 部 ※副は複写可）

- ③ 返信用封筒 1 通（長形 3 号封筒（縦 235mm×横 120mm）に選定結果通知の送付先を明記し、特定記録郵便相当分の切手（320 円）を貼付したもの）

- (2) 提出期間

参加指名通知受領後から令和 8 年 2 月 13 日（金）まで

（本市の休日を除く毎日、午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 5 時 30 分まで）

- (3) 提出方法

提出書類一式を、大阪市西区役所地域支援課に持参または送付すること。送付について、提出期間中に提出先に未到達のものは受付を行わない。メール・ファックスでの提出は不可とする。

提出できる案は、1 案のみとする。

第 3 章 選定について

1 審査・選定

選定基準、審査・選定方法は次のとおり。

- (1) 選定基準

審査は、以下の視点に基づき配点し、選定する。

- ① 実効性：提案した事業を確実に遂行できる、実績と運営基盤がある。【20 点】
- ② 専門性：提案した事業内容に、専門性・独創性がある。【25 点】
- ③ 現実性：実行可能な方法・計画・予算で立案されている。【20 点】
- ④ 効率性：所要経費に節減努力が見られるなど、積算が妥当である。【10 点】
- ⑤ 効果性：成果の達成目標が明確でありその成果が広く市民に還元される。【15 点】
- ⑥ 社会性：区民等の参加・参画を促す仕組みが構築されている。【10 点】

- (2) 審査・選定方法

審査は、学識経験者等で構成する選定委員会において、選定基準に基づき、書面審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査の結果を加味して採点し、最も優れた企画提案者を選び、その企画提案者と契約する。

企画提案者が 1 団体であった場合も、選定委員会において提案内容を審査し、適否を判断する。審査の結果、評価が一定水準に満たないため契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断する場合は、選定しない場合がある。

【選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング審査）】

開催日：令和 8 年 2 月下旬（予定）

場 所：大阪市西区役所 会議室

※ 日時等詳細については、提案者へ別途通知するものとする。

出席人数：1 法人等につき、4 名まで

所要時間：プレゼンテーション 10 分・ヒアリング審査 30 分（予定）

※提案者数によって変更する場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

- ① 応募者が選定会議委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第 2 章 1 参加資格要件」の要件に該当しなくなった場合
- ③ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。
 - エ 応募金額が「第 1 章. 4」の委託上限金額を上回っている場合。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

- (4) 選定結果は、決定後令和 8 年 3 月 6 日（金）までに全参加者に対し書面で通知するとともに大阪市西区役所のホームページにおいて、応募団体名及び選定結果を公表する。

第 4 章 契約、その他について

1 契約の締結

選定委員会において選定された提案者は、事業実施にあたり、本市と委託契約を締結する。契約に関する主な注意事項は次のとおり。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議のうえ、仕様書及び事業計画書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 事業の実施

- ① 事業の進捗状況については、本市の指示に基づき随時報告すること。
- ② 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき厳重に取り扱うこと。
- ③ 事業終了後に業務完了報告書（様式不問、1 部）を提出すること。また、必要に応じて証拠書類の提出を求める場合がある。

(3) 委託料の支払い

委託料については、各業務及び収支の詳細な内容を明記した業務完了報告書（様式不問、1 部）を、別紙「仕様書」で定める期限内に作成、提出された後に、内容の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。ただし、大阪市会計規則第 51 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、概算払いを行う場合は、事業完了後に経費の精算が必要である。

概算払いを行う場合は、事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、前期（事業開始時）、後期（中間時）の2回払いとし、事業者の指定する口座に振り込みを行う。
また、前期事業終了後、中間検査等に基づき後期分を支払うこととし、事業終了後、実績報告書に基づき債務金額確定の精算処理を伴うこととなり、過渡しについては返納とする。

(4) 契約書案

別紙「契約書案」参照

(5) 公募型プロポーザル契約保証金

- ・ 契約保証金 契約金額の100分の5（ただし、大阪市契約規則(昭和39年規則第18号)第37条第1項第3号の規定に該当するときは免除）
- ・ 保証人 否

(6) その他

- ・ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

2 その他

- ・ 提案に係る費用は全て応募者負担とする。
- ・ 全ての提出書類は返却しない。
- ・ 提出期限後の企画提案書類の提出や差し替え等は一切認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）
- ・ 採用された提案書は「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、「法人の正当な利益を害する情報等」）を除いて、情報公開の対象となる。
- ・ 本事業受託者として選定された提案者は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受託者の負担とする。